

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例

秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

区 分	金 額			
	普通観覧料	団体観覧料 (20人以上 の団体)	共通観覧料	年間観覧料
秋田市立赤れんが郷土館	1人 310円	1人 240円	普通観覧料に あつては、1人 370円 団体観覧料に あつては、1人 290円	1人 770円
民俗芸能伝承館	1人 130円	1人 100円		
旧金子家住宅	1人 130円	1人 100円		

別表第2第一会議室の項中「210円」を「280円」に、「630円」を「840円」に改め、同表第二会議室の項中「210円」を「230円」に、「630円」を「690円」に改め、同表和室の項中「1,250円」を「1,870円」に改め、同表土蔵の項中「1,570円」を「2,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市立赤れんが郷土館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧等に係る同日以後に納付すべき観覧料等について適用し、同日前の観覧等に係る観覧料等および同日以後の観覧等に係る同日前に納付すべき観覧料等については、なお従前の例による。